

# 敦煌文書と日本のかかわり

## —— 敦煌写本「雑抄」を例として

伊藤 美重子

### はじめに

二十世紀の初頭、中国甘肅省敦煌県の莫高窟の第十七号窟、即ち「藏経洞」からおびたしい数の古文献群、所謂「敦煌文書」が発見された。敦煌文書は5世紀から11世紀までの写本が主であり、漢文文献がその多くを占め仏教典籍がその大半であるが、そのほかにも経書、歴史書、文学作品などの古典典籍、さらには戸籍や帳簿、回覧板などの社会・経済文書の類、そして占い、暦、習字、落書きの類なども存在し、そこに暮らした人々の生活ぶりがうかがえる文献も含まれ、きわめて貴重な文献群といえる。

興味深いことに敦煌文書の中にみえるいくつかの文献は、日本にも伝えられていたことが確認されている。敦煌文書にのこる通俗文学作品と日本の説話文学の関連については、川口久雄（1910-1993）による研究がよく知られ、川口氏の敦煌文献に関連する研究は「敦煌よりの風」全6巻（東京、明治書院刊、1999-2001）に集録されている<sup>1</sup>。また、日本の古文献と敦煌文献のかかわり、日本と敦煌にのこる「千字文」などに関する研究として東野治之（1946- ）による研究が知られ、その論述は東野氏の『遣唐使と正倉院』（東京、岩波書店、1992）に収録されている。

今回の報告では、敦煌文書の中の通俗類書に属する「雑抄」を例として、その概観を述べたうえで、その中に示される日本とのかかわりを指摘したい<sup>2</sup>。

### 1. 敦煌写本「雑抄」とは

#### その鈔本

「雑抄」は通俗的な類書の一つであり、敦煌から出土した類書の類を整理した王三慶氏の『敦煌類書』（台湾、高雄、麗文文化事業公司、1992）に収録されている。「雑抄」の鈔本は首尾完備した①P2721のほか②P3649、③S5755、④P3393+S4663、⑤P3671、⑥S5658+P3906、⑦P3769、⑧P3662、⑨P3683v、⑩S9491の10点あり（表1）、そのほかにも、「雑抄」の節略本とみられる鈔本にP2816、P3155の2点がある。

②P3649と④P3393+S4663の鈔本には次のような識語がある。

②「丁巳年（957）正月十八日浄土寺学士郎賀安住

自手書写、読誦過記耳」

④「辛巳年（921?）十一月十一日三界寺学士郎梁流慶書記之也」

この二つの識語は、ともに寺学の学生（当時の学生は「学士」「学士郎」「学郎」等と称した）が「雑抄」を書写したことを示すものであり、②の識語はこれを「読（音読）」「誦（暗誦）」したことを記し、「雑抄」が敦煌の寺学で学習された教材であったことがわかる。

「雑抄」は、項目ごとに事柄をならべるという「類書」の形式をとり、情報を整理して知識を効率よく学生に学ばせるに適した教材であったと考えられる。

#### 構成と内容

「雑抄」の構成は、まず短い序文のあとに「論〇〇（あるいは「辯〇〇」など）」という形で項目が示され、次に「何名〇〇」と問いがあり、そしてその答えが並ぶという構成になっている（例：「論三皇、五帝。何名三皇。伏羲、神農、黄帝…」）。前半はこのような問答の形が続くが、後半では問答体をとらない部分が多くなり、内容も道徳的なもの、情報を並べるものになっている。最後の「辯金藏論法」「世上略有十種筭室之事」と題する項目は、格言や標語を集めたものとなっていて終わっている。

ここで「雑抄」の構成を一覧できるように、首尾完備したP2721の鈔本を底本として（底本の闕文と見られる部分は他の鈔本で補う）、序文を（0）として項目ごとに順に番号をふり、その項目のみを記すと次のような構成になっている。

- |      |                      |
|------|----------------------|
| (0)  | 序文                   |
| (1)  | 論三皇、五帝。              |
| (2)  | 論三川、八水、五岳、四流         |
| (3)  | 論九州、九經、三史、三才         |
| (4)  | 論六国、六藝、五味            |
| (5)  | 論五穀、五菓、五射、五徳         |
| (6)  | 論五声、五行、三老、三備         |
| (7)  | 論三光、三農、三朝、元正、六暗六齊、五辛 |
| (8)  | 辯年節日                 |
| (9)  | 論始欲学之事               |
| (10) | 一言所為千金               |

- (11) 辯四時、八節
- (12) 論婦人四徳、三従
- (13) 鶏有五徳
- (14) 郷党
- (15) 論三公、九卿
- (16) 論忍事
- (17) 不忍事
- (18) 經史何人修撰制注
- (19) 新文章起何人。
- (20) 辯經緯田疇阡陌。
- (21) 古人留教跡。
- (22) 人死面衣因誰而作。食瓶五穀輿因誰而作。何謂養老乞言。何謂羊羹不均。何謂陰施陽報
- (23) 辯金藏論法。
- (24) 世上略有十種筭室之事

(1) から (15) までは、帝王 (三皇五帝)、地理 (三川八水五岳四流、九州)、學術 (九經三史三才、六国六藝)、生活・暦 (五味五穀五菓五射五徳、五声五行…)、歳時 (辯年節日)、人事 (郷党、論三公九卿) の一般常識がならべられている。この部分の特徴として、問答体をとること、数字を付した項目の「数目」(「数字項目」) が用いられていることがあげられる。このような数字によって項目を表示するという方法は、記憶の整理定着に有効なものであり、「雑抄」が数目をもちいているのは学生の学習の効率化を図ってのことであろう。なお、「数目」による著作は四部叢刊所収『箋注陶淵明集』巻九巻十の「聖賢群輔録」(別名「四八目」) が初期のもので、宋の王応麟の『小学紺珠』に集大成されている<sup>3</sup>。

但し、途中の (9) 論始欲学之事<sup>4</sup>、(10) 一言所為千金<sup>5</sup>、(12) 論婦人四徳三従、(13) 鶏有五徳<sup>6</sup>は、記述の仕方が他の項目と少し異なり、(16) 論忍事<sup>7</sup> (17) 不忍事<sup>8</sup>と同じ部類の内容で、特に修身、道徳に関する内容となっている。

(18) から (22) は、基礎知識としてならべられている項目で、(18) 經史何人修撰制注と (19) 新文章起何人は文学に関するもの<sup>9</sup>、(20) 辯經緯田疇阡陌は呼称<sup>10</sup>、(21) 古人留教跡の前半は器物に関するもの<sup>11</sup>、(21) の後半と (22) は故事に関するものである。

(23) 辯金藏論法は「夫人有百行為 (唯) 孝為本」「明聖 (王) 受諫則聖、曲木受繩則正」といった訓戒の言葉をならべたもの、(24) 世上略有十種筭室之事はエチケットに関する事柄であり、李商隱の『雜纂』に類似する内容のものである<sup>12</sup>。

このように「雑抄」は社会規範を含めた、最低限の

一般常識に加え、学生としての基礎知識や訓戒の言葉、礼儀作法を学ぶための総合教材であったことがわかる。P2721 の首題をみると「雑抄」は別に「珠玉抄」「益智文」「隨身宝」とも呼ばれ、その名に示されるとおり極めて重宝された文献であったようである。

「雑抄」が敦煌で編纂されたものか、それとも中央で編纂されたものが敦煌にもたらされたものかということが問題となるが、現在のところその内容からは敦煌特有のものであるとは断定できず、中央にも存在し、民間の学校や私塾、村学などで用いられていたものが、敦煌にもたらされて書写されたものであろうと考えている。

唐はその初期から教育機関の設置をはかり、末端の教育機関に関しては、開元 21 年 (733) 敕で民間での私学の設置を許可し、開元 26 年 (738) の敕では郷の下の単位である里ごとに学校を置き、適任者を教師とするよう指示している<sup>13</sup>。このような末端の教育機関では、「雑抄」のような教材を用いていたと推測する。

## 2. 「雑抄」における日本とのかかわり —— 学生の必読書と『日本国見在書目録』

(18) 經史何人修撰制注の項に挙げられている書籍は、「雑抄」の性格からいえば、おそらく当時の学生にとっての基本図書を列挙したものと考えられる。そこに挙げられた書籍は、平安時代に藤原佐世 (? - 897) が当時日本に現存した漢籍を記した『日本国見在書目録』にすべて著録されているのである (表 2)。おそらく、これらの書籍が基本図書であるという意識のもとに、遣唐使らによって日本にも舶来されたと考えられる。

その書名をみると、經書の「春秋」「三礼」「毛詩」、孝経、論語、「尚書」、史書の「史記」「三国誌 (志)」「漢書」、子部書の「老子」「莊子」、集部書の「離騷經」「文選」といったよく知られている書籍のほか、「文場秀句」、「典言」、「免園策」、「開蒙要訓」、李暹注の「千字文」というあまり名の知られていない書籍もふくまれている。

このあまり名の知られていない五つの書籍がどのようなものであるか簡単に紹介する。

### 李暹注「千字文」

中国の歴代の書目には「李暹注千字文」の名はみえず、日本では「弘安十年 (1287)」の紀年をもつ上野淳一所蔵『注千字文』(重要文化財) が李暹注「千字文」に近い鈔本であるといわれている。この鈔本についての研究書に黒田彰・後藤昭雄・東野治之・三木雅博『上野本 注千字文 注解』(大阪、和泉書院、1989) があ

り、鈔本の影印、録文、注、解説を載せ、さらに敦煌文献のなかにみえる注を伴った「注千字文」(S5471)の影印、録文を付録として載せている。その研究によると、李暹は東魏に仕えた人で、李暹注は六世紀末に撰述されたという<sup>14</sup>。なお、敦煌本「注千字文」は李暹注に唐人が加筆したものであろうとされている<sup>15</sup>。

#### 「典言」

「典言」の鈔本は敦煌文書の中には見えないが、吐魯番文書(阿斯塔那134号墓)に現存し<sup>16</sup>、日本ではその引用文が日本の古文献に残されており貴重な資料となっている。「典言」については、東野治之「『典言』の成立と受容」(『遣唐使と正倉院』東京、岩波書店、1992)に論考があり、古文献に残る『典言』の佚文も集録されている。東野氏はその論考のなかで、『典言』は簡便な類書であり、豊富な引用書が含まれ、述作の資として利用されたと考えられると述べる<sup>17</sup>。

#### 「免園策」

「免園策」は敦煌文書の中にその写本が現存し<sup>18</sup>、その鈔本であるP2573の首題に「免園策府卷第一并序杜嗣先教授」とある。「免園策」は問答体による科挙の参考書で、五代の宰相である馮道が免園冊(策)で勉強しているのを劉岳がからかったことを伝える『新五代史』巻55劉岳伝の記述に「免園冊なる者、郷校俚儒の田夫に教え、牧子の誦するところなり」とあり、五代においては、免園策は読書人からは、村の学校の教科書であるとして卑しめられていたことがわかる<sup>19</sup>。しかしながら現存する敦煌写本「免園策」をみると、駢体文からなるかなり高度な内容の書である。

#### 「開蒙要訓」

「開蒙要訓」は、中国の書目の類にはみえない書籍であるが、敦煌文献のなかに存在し、その鈔本点数は35点にのぼり、敦煌でひろく受け入れられていたことがわかる<sup>20</sup>。これは四字句の韻語から成る識字教科書的な字書で、百科全書的な構成をもち、自然、地理、社会生活、日常生活に関連のある文字をならべ、実生活に密着した基本的な文字が約1400字収録されている<sup>21</sup>。

#### 「文場秀句」

「文場秀句」に関しては、中国の書目では『新唐書』藝文志(総集)では「王起撰」<sup>22</sup>、『宋秘書省統編到四庫闕書目』(類書)では「孟献子撰」の二種がある。これは現存してはいないが、『旧五代史』巻126周書馮道伝に免園冊のことをからかわれた馮道が言い返す中に「免園冊はみな名儒の集めるところなれば、道よく之を諷す。中朝の士子ただ文場秀句を見るは、便ち挙業の為なり、みな竊かに公卿を取る。何ぞ浅狭なること

これ甚だしきかな」とあり、「文場秀句」も先の「免園策」と同じような科挙の参考書であることがわかる。

以上のように中央の資料にあまり名のみえないこれらの五つの書は中国中央の士大夫にとっては通俗的な書物であり、初学者のためのいわば「童蒙書」の類に属する書であったと考えられる。平安期の貴族が読んでいた漢籍の中には、中国の童蒙書の類も含まれ、このような童蒙書は理解しやすい簡便な書物として重宝されていたのではないかと推察する。中国の辺境の地である敦煌と平安期の日本は文化的水準のうえでは、類似する要素が存在していたと考えるのである。

#### おわりに

敦煌写本「雑抄」の中にあげられた学生の必読書が日本においても受容されていたことを確認したが、もうひとつ平安期の貴族が中国中央では俗書と評価されていた書物を読んでいたことを示す史料をあげておく。

藤原頼長(1120-1158)の日記である『台記』の康治二年(1143)九月三十日の条に、頼長がそれまでに閲読した書籍を記載するなかで、「太公家教」の名がみえている<sup>23</sup>。「太公家教」は唐代より民間に流布していたもので、中央の士大夫からは卑俗であると評価されている書であり中央ですでに佚書となっていたが<sup>24</sup>、これが敦煌文書に残されていた。「太公家教」は主に四言句からなる韻文体の教訓書であり、書写点数は断片も含めると43点と多く敦煌でもひろく用いられていた文献であった。

唐代の民間に流布した通俗的書物である「太公家教」を平安末期の日本の貴族が読んでいることは、非常に興味深いことである。

#### 注

1. 「敦煌よりの風」の各巻は、1『敦煌と日本文学』、2『敦煌と日本の説話』、3『敦煌の仏教物語 上』、4『敦煌の仏教物語 下』、5『敦煌の風雅と洞窟』、6『敦煌に行き交う人々』と題されている。
2. 「雑抄」の先行研究には那波利貞「唐鈔本雑抄考—唐代庶民教育史研究の資料」(『支那学』14、1942、『唐代社会文化史研究』東京、創文社、1977所載)、周一良「敦煌写本雑抄考」(『燕京学報』35、1948)、張政烺「敦煌写本雑抄跋」(『周叔弢先生六十生日紀念論文集』1951)、黄永年「積敦煌写本<雑抄>中的面衣」(『敦煌学輯刊』3、1982)、朱鳳玉「敦煌写本<雑抄>研究」(『木鐸』12、1988)、王三慶『敦煌類書』(高雄、麗文文化事業股份有限公司、1992)、鄭阿財・朱鳳玉『敦煌蒙書研究』(蘭州、甘肅人民出版社、2002)などがある。
3. 「四八目」の呼称は四庫提要にみえるもので、四庫提要は

- 『聖賢群輔録』を偽書とみなし陶潜の作ではないとする。潘重規「聖賢群輔録新箋」(『新亜書院学術年刊』第七期)は偽書説に反駁している。
4. この項には「昔晋平公問師曠曰、吾年六十始欲学道。恐年将暮矣、如之何。師曠对曰、三十如(而)学猶如日出東方、長如(而)学者、如日中之光、老如(而)学者、如日燈焰之光。人生不学、冥冥如夜行。嘆曰奇哉。吾朝聞道、夕死可矣乎」とある。『説苑』建本、『藝文類聚』80。
  5. この項には「一言所為千金〔者謂何所起〕。昔者、子路南遊往去辭孔子曰、願賜一言所為千金。孔子曰君子不整其身則無功、不広学則無以輔君、不行人義則無信、不行謙恭則無敬。思此四章可為千金」とある。
  6. この項には「鶏有五徳者何謂。頭上有冠是文一也。足下有距是武二也。見食相喚是義三也。臨敵能鳴是勇四也。声不失時是信五也」とある。
  7. この項には「天子忍之成其大、諸侯忍之固無害、吏人忍之名不廢、兄弟忍之則歎泰、夫妻忍之終其代、自躬忍之無患害」とある。
  8. この項には「天子不忍群〔臣〕泣踈、諸侯不忍国空虚、吏人不忍刑罰誅、兄弟不忍別異居、朋友不忍情義踈、夫妻不忍令子孤、小人不忍喪其軀」とある。
  9. この項には「賦、荀卿。〈五言、李陵作〉、七言(起李伯景)、四言(起寿〔韋〕孟)、書(起子蒙)、碑頌(起周穆)、造文字(倉頡仿鳥跡而成天下字体)」とある。〈 〉は双行の注記。
  10. この項には「東西為經、南北為緯、熟田為疇、生荒為田。何名阡陌。東西為阡、南北為陌」とある。
  11. この項には「何人種五穀(神農)、何人造五味飯食(陽造)、何人造醬酢(雲雷)、何人穿井(伯益)…何人吐飯成蜂(葛仙公)、何人刻木作夢(魯班)…」とある。
  12. 例えばこの項にみえる「見他着新衣、強問他色目、是一。見他鞍乗好、強逞解乘騎、是二。…」は『雜纂』では「強会」の項にみえる「見他物件、強評色色」「見他鞍馬、逞乘騎」によく似る。
  13. 開元二十一年五月勅「許百姓任立私学」、同二十六年正月勅「其天下州県、每郷之内、各里置一学、仍拊師資、令其教授」。『唐会要』35、『文献通考』卷46。
  14. 唐・宋以後に加筆された部分も少なくないものの、李暹注の「千字文」の通行本とされる『纂図附音増広古注千字文』(江戸初期刊本)も現存し、それを底本とした小川環樹・木田章義『注解 千字文』(東京、岩波書店、1984。後、『千字文』として文庫化)にその日本語訳、解説がある。
  15. 張娜麗『西域出土文書の基礎的研究』(汲古書院、2006)
- 「第一章 敦煌本『注千字文』論考。
16. 『吐魯番出土文書(貳)』(文物出版社、1994)に二つの断片が収録。第一断片に「典言第二 薛道衡撰 孝行篇 中節篇 [ 欠 ] 慎罰篇 求賢篇…」の文字がみえ、第二断片は内容から孝行篇の一部とされる。王素「關於隋薛道衡所撰《典言》殘卷的幾個問題」『考古与文物』1984—2。
  17. 東野氏は吐魯番本の「典言」と日本の平安末期成立の釈成安撰『三教指帰注』に引く『典言』の佚文に同一句がみえることを指摘している。また『典言』のテキストについて東野氏は、李穆叔撰のもの、荀士遜以下四人(利若、李徳林、薛道衡、ともに北齊の官人)のもの、と二系統に集約できるが、同一書の可能性も否定できないと述べる。
  18. 「免園策」の鈔本には同一卷子が二分されたP2573とS1722、無注本のS614、有注本のS1086がある。郭長城『敦煌写本免園策研究』(中国文化大学中国文化研究所碩士論文、1975)、同「敦煌写本免園策府叙録」(『敦煌学』8、1984)、同「敦煌写本免園策府逸注補」(『敦煌学』9、1985)、周丕顯「敦煌古鈔《免園策府》考析」(敦煌学輯刊、1994—2)。
  19. 『旧五代史』馮道伝にも免園冊のことがみえる。宋・王応麟『困学紀聞』卷14「免園策府三十卷、唐蔣王俛令僚佐杜嗣先、倣志科目策、自設問对、引経史為訓注。俛、太宗子、故用梁王免園名其書。馮道免園策謂此也」。王三慶『敦煌類書』は文賦体の類書としてこれを収録している。
  20. P2578は首尾完備した鈔本で「天成四年(929)九[月]十八日敦煌郡学仕郎張○○○」の題記あり。また、吐魯番文書(阿斯塔那69号墓)にも断片あり。
  21. 宋新民「敦煌写本《開蒙要訓》叙録」(『敦煌学』15、1989)。汪泛舟『敦煌兒童課本』(蘭州、甘肅人民、2000)1—65頁に「開蒙要訓」の録文、注解、研究がある。
  22. 鄭樵『通志』芸文略8詩評も同じ。『旧唐書』卷164王起伝に「為太子広五運図及文場秀句等献之」とあるが、『新唐書』卷167王起伝には「文場秀句」に関する記述はない。
  23. このことは、すでに太田晶二郎「太公家教」(『日本学士院紀要』7—1、1949)で指摘されている。
  24. 王明清『玉照新志』卷3「世伝太公家教其言極淺陋鄙俚。然見之唐李習之文集、至以文中子為一律。觀其中猶引周漢以来事、当是有唐村落間老校書為之。…」この唐李習之文集というのは李翱(772—841)「答朱載言書」(『李文公文集』卷六)に「…其理往往有是者、而詞章不能工者有之矣。劉氏人物表、王氏中説、俗伝太公家教是也。…」とあることをいう。拙稿「敦煌写本『太公家教』と学校」『お茶の水女子大学中国文学会報』20、2001。

表 1：「雑抄」鈔本リスト

	鈔本番号	残欠状況	存行数	題	備考
①	P2721	首尾全	164	首題「雑抄一卷、一名珠玉抄、二名益智文、三名隨身宝 并序」 尾題「珠玉新抄一卷」	罫線あり。この文の後「開元皇帝讚、金剛經金剛一卷」とあり。 紙背は「舜子変」
②	P3649	首 12 行下半 欠尾完	164	首題「雑抄一卷、一名珠玉抄、二名 [ ]」 尾題「雑抄一卷」	罫線あり。巻末に識語あり。
③	S5755	首完尾欠	100	首題「雑抄一卷、一名珠玉抄、???、三名隨身?」	冊子本（存 12 葉、一葉 8～10 行）
④	P3393 +S4663	首完尾欠	81	首題「雑抄一卷、一名珠玉抄、二名益智文、三名隨身宝、并序」	首題の前に識語あり。
⑤	P3671	首 31 行上半 欠尾欠	122		
⑥	S5658 +P3906	首尾欠	54		冊子本（存 6 葉、一葉 8～10 行）
⑦	P3769	首尾欠	25		
⑧	P3662	断片	7		排列順序が若干異なる、習字か
⑨	P3683v	断片	22		
⑩	S9491	断片	6		罫線あり

表2：(18)「経史何人修撰制注」の書籍と『日本国見在書目録』

「雑抄」の記述 〈 〉は双行注。	『日本国見在書目録』での分類と記述	備考
史記〈司馬遷修〉	正史家「史記八十卷 漢中書令司馬遷、宋南中郎外兵參軍斐駟集解」	
三国誌〈陳寿修〉	正史家「三国志六十五卷 晋太子中庶子陳寿撰、宋中大夫斐松之注」	
春秋〈孔子修、杜預注〉	春秋家「春秋左伝集解卅卷 晋杜預注」	
老子〈何(河)上注〉	道家「老子二 月柱下史李耳撰、漢文時河上公注」	
三礼〈孔子修、鄭玄注〉	礼家「周官礼十二卷 鄭玄注」「儀礼十七卷 鄭玄注」「礼記廿卷 漢九江太守戴聖撰、鄭玄注」	
周礼〈王弼注〉 *この「周礼」は「周易」の誤とみられる	易家「周易十卷 魏尚書郎王弼注、六十四卦六卷、韓康伯注、繫辭以下三卷、王弼又撰易略例一卷」	
離騷經〈屈原注〉	楚辞家「離騷十 王逸」	
流(劉)子〈劉協注〉	雜家「劉子十」	『旧唐書』経籍志(子部雜家)「劉子十卷 劉勰撰」
尔雅(郭璞(璞)注)	論語家「爾雅三卷 郭璞注」	
文場秀[句]〈孟憲子作〉	小学家「文場秀句一卷」	『新唐書』藝文志(集部総集)「王起、文場秀句一卷」、『宋秘書省統編到四庫闕書目』(類書)「孟獻子撰 文場秀句一卷 闕」
莊子(郭象注)	道家「莊子卅三 郭象注」	
切韻(六(陸)法言作)	小学家「切韻五卷 陸法言撰」	
毛詩、孝經、論語〈孔子作、鄭玄注〉	詩家「毛詩廿卷 漢河間大伝毛萇伝 鄭氏箋」、孝經家「孝經一卷 鄭玄注」、論語家「論語十卷 鄭玄注」	
急就章(史猷(猷)撰)	小学家「急就篇一卷 史游撰」	
文選(梁昭明太子召天下才子相共撰。謂之文選)	惣集家「文選卅 昭明太子撰」	
漢書(班固撰修)	正史「漢書百十五卷 漢護軍班固撰 太山守応劭集解」	
典言(李徳林撰之)	雜家「典言四 後魏人李魏叔撰」	『隋書』経籍志(子部雜家)「典言四卷 後魏人李穆叔撰」「典言四卷 後齊中書郎荀士遜等撰」、『旧唐書』経籍志(子部雜家)「典言四卷 李若等撰」
尚書(孔安国注)	尚書家「古文尚書十三卷 漢臨淮太守孔安国注」	
尚書幾家書(虞夏商周作)	尚書家「今文尚書十卷 王肅注冷泉院」「尚書大伝三卷 鄭玄注或本伏生注」等	
兔園策(杜嗣先撰之)	惣集家「兔園策九」	『宋史』藝文志(集部別集)「杜嗣先、兔園冊十卷」。敦煌写本あり。
開蒙要訓(馬仁寿撰之)	小学家「開蒙要訓一卷 馬氏撰」	敦煌写本あり。
千字文(鍾繇撰、李暹注) 周興嗣次韻	小学家「千字文一卷 李暹注」	李暹注千字文は中国の書目類にはみえず。日本に鈔本が現存。